

令和8年度版

名勝会津松平氏庭園保存活用計画（案）

福島県会津若松市教育委員会

令和8（2026）年3月

目次

第1章	保存活用計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	計画の対象範囲および期間	1
第4節	関連計画	3
第1項	上位計画	3
第2項	関連法令	4
第3項	関連する個別計画	4
第5節	委員会の設置と経過	6
第1項	委員会の設置	6
第2項	指導会議の経過	7
第2章	指定地を取り巻く環境	9
第1節	自然環境	9
第1項	位置	9
第2項	水系	12
第3項	地質	16
第4項	気候	17
第5項	植生	18
第6項	浸水想定区域	19
第2節	社会環境	21
第1項	法規制等	21
第2項	交通体系	25
第3節	歴史的環境	26
第3章	指定地の概要	31
第1節	指定地の沿革	31
第1項	江戸時代までの沿革	31
第2項	明治時代以降の沿革	31
第2節	資料	33
第1項	文献史料	33
第2項	絵図資料	42
第3項	写真資料	47
第4項	平面図	52
第5項	重陽閣に関する資料	59
第6項	売店展示資料	74
第3節	指定説明文	76
第4節	調査の履歴	78
第4章	庭園の本質的価値	91
第1節	本質的価値	91
第2節	地区設定	92
第3節	構成要素	93
第5章	庭園の現状と課題	107
第1節	保存管理の現状と課題	107
第1項	保存管理の現状	107
第2項	保存管理の課題	108

第2節 活用の現状と課題	114
第1項 活用の現状	114
第2項 公開活用の課題	118
第3節 整備の現状と課題	121
第1項 整備の履歴と現状	121
第2項 整備の課題	130
第4節 運営体制の現状と課題	133
第1項 運営体制の現状	133
第2項 運営体制の課題	133
第6章 大綱	134
第1節 基本的な考え方	134
第2節 基本方針	134
第7章 保存管理	135
第1節 保存管理の方向性	135
第2節 保存管理の方法	135
第3節 現状変更などの取扱い	137
第1項 現状変更などの取扱い方針	137
第2項 現状変更などの取扱い方針における留意事項	137
第3項 現状変更などの取扱い基準	137
第8章 活用	140
第1節 活用の方向性	140
第2節 活用の方針	140
第9章 整備	142
第1節 整備の方向性	142
第2節 整備の方針	142
第1項 保存のための整備	142
第2項 活用のための整備	143
第10章 運営体制	144
第1節 運営体制の方向性	144
第2節 運営体制の方針	144
第11章 実施計画	145
第1節 事業推進に関する方針	145
第2節 実施計画	145
第1項 短期計画	145
第2項 中長期計画	145
第12章 経過観察	148
第1節 経過観察の方向性	148
第2節 経過観察の方針	148
巻末資料	149

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

会津松平氏庭園（以下、「本庭園」という）は江戸時代から御薬園と呼称され、会津藩主の別邸として整備された庭園である。明治元（1868）年に新政府に接收されたが、明治6（1873）年、有志により買い戻され松平家へ献上された。

昭和7（1912）年10月19日、心字の池周辺が名勝指定を受け、昭和28（1953）年から財団法人会津松平会が管理し、同年、一般公開された。その後、昭和54（1979）年6月25日に池水取入口や薬草標本園などが追加指定を受け、ほぼ全域が指定地となった。

昭和62（1987）年度から平成2（1990）年度にかけて会津若松市が松平氏から買上げ、平成4（1992）年度から整備指導会議により整備基本計画の検討を開始し、平成9（1997）年3月に「会津松平氏庭園整備基本計画報告書」（以下、「整備基本計画」という）を刊行した。

整備基本計画では、計画を短期、中期、長期に分け、短期計画に位置付けられている池護岸や表門の試掘調査、資料調査などを実施するとともに、池護岸の修復などを進め、平成23（2011）年3月の東日本大震災を経て、平成23（2011）年度に指導会議で計画の一部見直しが行われた。

平成17（2005）年度から実施した池護岸の修復を令和元（2019）年度に終え、令和3（2021）年度に護岸整備報告書を刊行したことにより、短期計画に位置付けられた主要な整備が概ね終了したことから、改めて活用計画も併せた計画を検討、作成するものである。

第2節 計画策定の目的

本計画は、本庭園を適正に管理、整備し、活用を図ることにより確実に後世に継承するために、その方針を定めるものである。

整備基本計画に位置付けている中期計画、長期計画について、それぞれの項目における具体的な整備内容やその工程を検討するとともに、活用方針や維持管理方針と一体となる計画を示すことを目的とする。

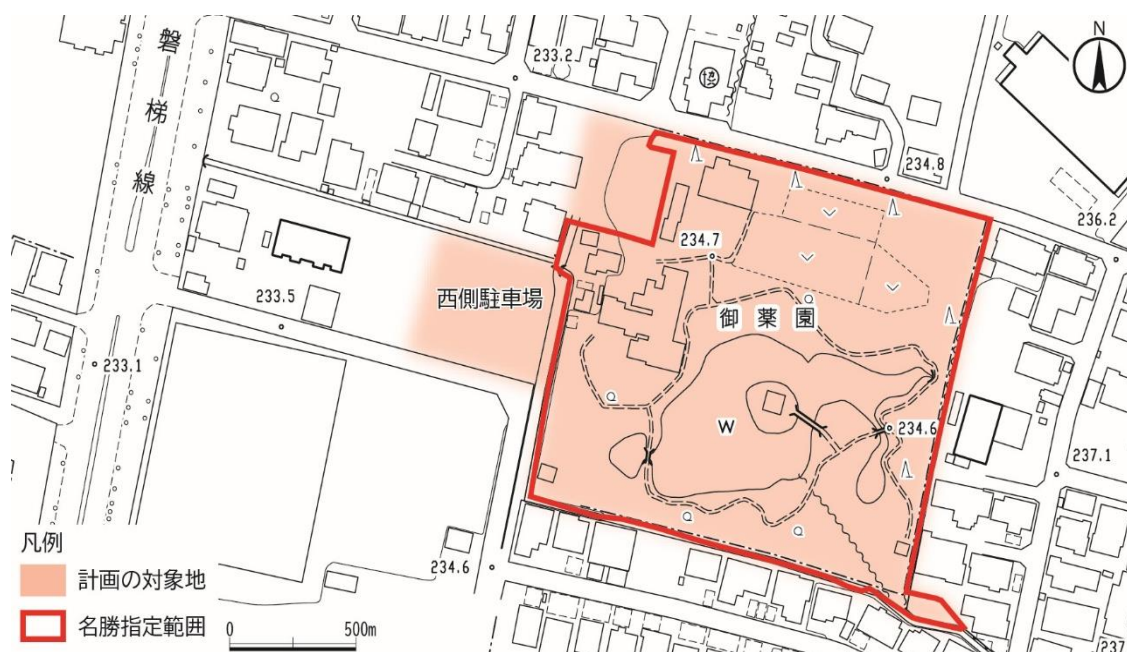
加えて、今後発生することが予測される自然災害などへの対策、現状変更に関する取扱い規準、名勝の本質的価値や構成要素の再整理と位置づけ、基本方針に基づく整備や公開活用、運営体制などについて整理する。

第3節 計画の対象範囲および期間

本計画の対象は、本庭園の指定地を基本とするが、指定地外である駐車場などの関連する範囲も対象とし検討を行う。

本庭園の所在地	福島県会津若松市花春町8番1号
指定地面積	15,302.22 m ²
所有者	会津若松市

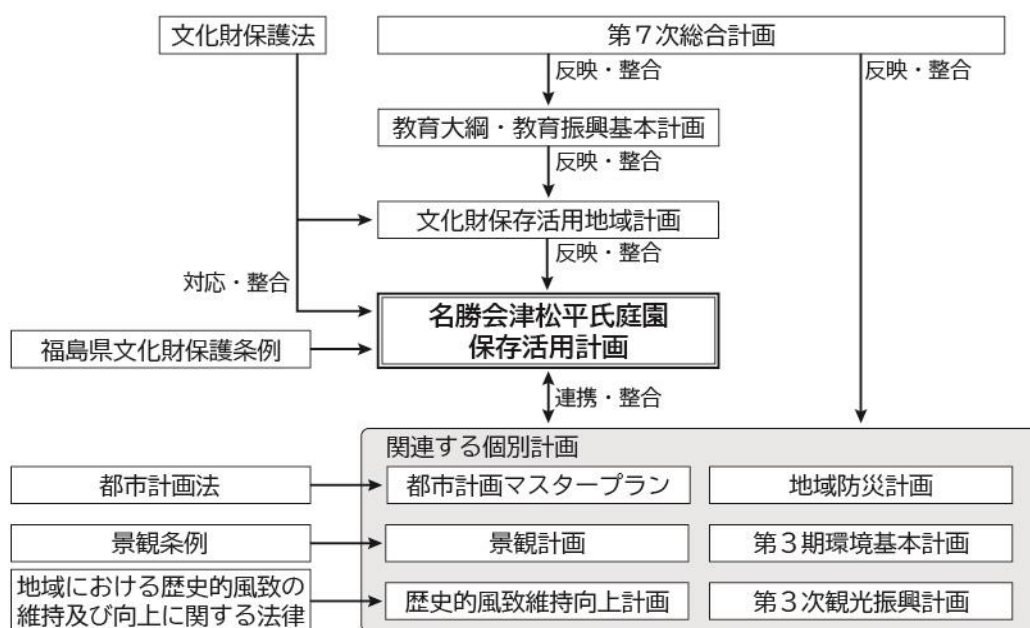
本計画の対象期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間を短期計画とし、その後の 10 年ずつを中期計画、長期計画とするが、概ね 5 年から 10 年ごとに見直すものとする。



〔図 1 - 1〕 計画の対象地（S=1/2,500）

第4節 関連計画

本計画は、文化財保護法に基づき、市の最上位計画である「第7次総合計画」や、「教育大綱・教育振興基本計画」、「文化財保存活用地域計画」を上位計画として位置づけるとともに、「都市計画法」、「景観条例」などの法令や、「都市計画マスタープラン」、「景観計画」、「歴史的風致維持向上計画」、「地域防災計画」、「第3期環境基本計画」、「第3次観光振興計画」などの個別計画と関連付けられる。



〔図1-3〕 関連計画の系統図

第1項 上位計画

○第7次総合計画（期間：平成29（2017）年度から令和8（2026）年度まで）

「ともに歩み、ともに作る「温故創しん」会津若松」を基本理念とし、「ひとが輝くまちへ」「ともに創るまちへ」「つなぎ続くまちへ」の3つをまちづくりのコンセプトとして掲げる。

歴史・文化の政策分野において、歴史資源・伝統文化の保存・継承をうたい、文化財をはじめとする歴史資源や伝統文化を後世に継承する取組を進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図る、としている。

○教育大綱・教育振興基本計画〔期間：平成29（2017）年度から令和8（2026）年度まで〕

「生涯にわたる学びと活躍の推進」の政策において、歴史・文化の施策で歴史資源・伝統文化の保存・継承を掲げる。

○文化財保存活用地域計画〔期間：令和4（2022）年度から令和8（2026）年度まで〕

文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランで、総合計画における基本理念や歴史資源・伝統文化の保存・活用に向けた施策などを推進するための計画。

地域活性化、文化観光の振興、歴史文化を活かしたまちづくりの推進体制を3つの柱とし、その措置の1つに本計画作成も位置づけられる。本庭園は中心地区における重要な歴史資源に挙げられる。

第2項 関連法令

○都市計画法

○景観条例

○屋外広告物等に関する条例

それぞれの法・条例に基づき、本庭園とその周辺の開発行為は規制される（第2章第2節）。

第3項 関連する個別計画

○都市計画マスタープラン〔平成25（2013）年3月策定〕

都市計画に関する基本方針。長期的な視点に立ち、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインの役割を持つ。

本庭園が所在する中心市街地は、城下町としての歴史を活かしたまちなみの保全や形成を推進する地域。

○景観計画〔平成29（2017）年3月策定〕

良好な景観の形成を促進するためのマスタープラン。「自然と歴史・文化を活かし育む、誇りあるふるさと会津」を基本理念とする。

○歴史的風致維持向上計画〔令和5（2023）年3月策定、6月認定〕

歴史と文化を活かしたまちづくりを実現するための計画。地域固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」とする。

本庭園は、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づく重点区域内（「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」、「十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致」）に位置する。

○第3期環境基本計画〔令和6（2024）年3月策定〕

第7次総合計画を環境面から実現する、環境行政の最上位計画。今回の計画から、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画の基本的事項において、自然環境の景観・緑地の項で、「自然環境と生活の調和を目指し、史跡等の歴史的景観の保全や緑地等の整備を計画的に行っていくことが重要」とする。

○地域防災計画〔平成26（2014）年11月改定、令和6（2024）年10月修正〕

市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害被害の軽減を図ることを目的とする災害対策計画。

市ハザードマップによると、本庭園周辺は0～50 cmの浸水想定エリアに接している（第2章第1節第6項）。

○第3次観光振興計画〔平成29（2017）年3月策定、令和5（2023）年3月見直し〕

基本施策の1つである地域資源を活用した観光振興において、歴史的・文化的な資源の活用として、史跡会津藩主松平家墓所（院内御廟）や名勝会津松平氏庭園（御薬園）などの歴史的・文化的資源の保護・保存に努めるとともに、活用による観光振興を図る、とする。

第5節 委員会の設置と経過

第1項 委員会の設置

平成2（1990）年度、会津若松市が本庭園を取得した。そこで、本庭園を良好な状態で維持管理するために「整備基本計画」を策定することとした。文化庁や県文化課（現文化財課）の指導のもと、歴史、植物、建築、庭園の4名を委員とする御薬園整備指導会議を平成4（1992）年度に設置した。

平成4（1992）年度委員（役職は当時）

竹川重男（歴史）郡山女子大学短期大学部教授（座長）

馬場 篤（植物）会津生物同好会

中村昌生（建築）京都工芸繊維大学名誉教授

仲 隆裕（庭園）京都芸術短期大学講師

平成18（2006）年度に歴史分野が竹川重男委員から高橋充委員（福島県立博物館）に、生物分野が馬場篤委員から五十嵐義委員（会津生物同好会）に交代し、仲委員が座長となった。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災により、御茶屋御殿の修復が必要となったため、平成25（2013）年度から古建築専門委員会を立ち上げ、村上詔一委員（元文化庁監査官）と島村昭好委員（京都伝統建築技術協会調査部長）の2名が加わった。

その後、平成26（2014）年度から中村昌生委員に代わり村上詔一委員が、平成29（2017）年度から村上詔一委員に代わり島村昭好委員が任命された。

令和7（2025）年度委員

仲 隆裕（庭園）京都芸術大学教授

高橋 充（歴史）福島県立博物館副館長

五十嵐義（生物）会津生物同好会

島村昭好（建築）京都伝統建築技術協会技術参与

アドバイザー

高橋京子（薬用資源学）大阪大学総合学術博物館招へい教授

指導機関

文化庁文化財第二課

福島県教育委員会文化財課

事務局

会津若松市教育委員会文化スポーツ課

第2項 指導会議の経過

第1回指導会議を平成5（1993）年3月10日に開催し、それ以降、庭園の整備に関してはこの体制をとっており、本計画策定にあたっては一連の流れの中で指導体制をとっている。

開催年度と主な議題は次のとおりである。

【表1-1】指導会議の経過

年度	主な議題
平成4年度 (1992)	これまでの経過と整備スケジュール
平成5年度 (1993)	整備基本計画
平成6年度 (1994)	第1回 整備基本計画 第2回 整備基本計画
平成7年度 (1995)	第1回 整備基本計画 第2回 整備基本計画、長屋門跡発掘調査、池護岸調査、男滝き損
平成8年度 (1996)	第1回 整備基本計画、西側駐車場の設計、長屋門跡発掘調査、男滝の護岸修復 第2回 整備基本計画、西側駐車場の設計、長屋門跡発掘調査、男滝の護岸修復、中島架橋架け替え、御茶屋御殿雨漏り改修
平成9年度 (1997)	整備基本計画による整備手順、長屋門跡発掘調査、境界植栽
平成10年度 (1998)	植栽整備、御茶屋御殿と管理施設
平成11年度 (1999)	
平成12年度 (2000)	水門設置、補助事業計画（楽寿亭屋根葺替え工事、植栽整備、境界整備）
平成13年度 (2001)	楽寿亭屋根葺替え工事、御茶屋御殿雨落設置工事、危険木伐採、浄化システム試験設置
平成14年度 (2002)	池護岸調査、池護岸測量
平成15年度 (2003)	池護岸試掘調査
平成16年度 (2004)	池護岸調査、池堆積土除去、水門設置
平成17年度 (2005)	第1回 池護岸修復、長屋門復元 第2回 境界塀の様式、朝日神社東側広場の整備方針、重陽閣の改修、御茶屋御殿の改修、冠木門の補修 第3回 重陽閣の改修、雪害報告、来年度の池護岸修復
平成18年度 (2006)	池護岸修復、建物整備（重陽閣改修・御茶屋御殿内設備改修・涼風舎整備）
平成19年度 (2007)	第1回 池護岸修復、御茶屋御殿明治期1階屋根庇改修 第2回 池護岸修復、御茶屋御殿明治期1階屋根庇改修、御手植えの松移植
平成20年度 (2008)	池護岸修復、御茶屋御殿明治期1階屋根庇改修、重陽閣の便所水道管修理
平成21年度 (2009)	池護岸修復、南側境界垣修復、庭園内の安全策
平成22年度 (2010)	池護岸修復、園路整備、庭園南東の植栽整備
平成23年度 (2011)	第1回 東日本大震災の被害状況、被害箇所の修復、園路の補修、大木の剪定、建物調査、整備基本計画の改定 第2回 御茶屋御殿明治期の名勝構成要素としての位置づけ、御茶屋御殿修復、来年度以降の整備年次計画変更
平成24年度 (2012)	第1回 池護岸修復、御茶屋御殿災害復旧基本計画 第2回 池護岸修復、御茶屋御殿災害復旧基本計画、整備年次計画、雪害を受けた樹木の対応、新たに確認された資料

年度	主な議題
平成 25 年度 (2013)	古建築専門委員会 御茶屋御殿修復工事実施設計 御茶屋御殿修復工事実施設計、池護岸修復計画、西池周辺の植栽整備、中島架橋修復
平成 26 年度 (2014)	第 1 回 池護岸修復、ハツ橋修復、御茶屋御殿修復工事 第 2 回 池護岸修復、御茶屋御殿修復工事
平成 27 年度 (2015)	第 1 回 池護岸修復（鶴ヶ清水）、御茶屋御殿修復工事 第 2 回 御茶屋御殿修復工事、池護岸修復（鶴ヶ清水）
平成 28 年度 (2016)	第 1 回 御茶屋御殿修復工事、池護岸修復（鶴ヶ清水） 第 2 回 御茶屋御殿修復工事、池護岸修復（鶴ヶ清水）
平成 29 年度 (2017)	第 1 回 御茶屋御殿修復工事、池護岸修復（西池） 第 2 回 御茶屋御殿修復工事、池護岸修復（西池）
平成 30 年度 (2018)	御茶屋御殿修復工事、池護岸修復（西池）
令和元年度 (2019)	池護岸修復（西池）、今後の整備
令和 2 年度 (2020)	楽寿亭屋根修復、植栽整備、池護岸修復報告書
令和 3 年度 (2021)	池護岸修復報告書、楽寿亭屋根修復、重陽閣屋根修復
令和 4 年度 (2022)	支障木伐採、楽寿亭屋根修復、重陽閣屋根修復、樹木調査
令和 5 年度 (2023)	保存活用計画
令和 6 年度 (2024)	第 1 回 保存活用計画 第 2 回 保存活用計画、植栽整備 第 3 回 保存活用計画、雪害による樹木き損
令和 7 年度 (2025)	第 1 回 保存活用計画、植栽整備 第 2 回 保存活用計画